

## 市川市バドミントン協会運営にあたっての指針

### < 各種要員等の割り当てに関する内規 >

- 1 市川市バドミントン協会（以下「協会」という）が主催・主管・後援する各種大会の会場準備及び駐車場整理のため、理事長が必要と認める範囲において、各クラブに必要人数を持ち回りで割り当てることができる。
- 2 元旦マラソン、その他上位団体から割り当てられる要員について、理事長が必要と認める範囲において、各クラブに必要人数を持ち回りで割り当てることができる。

### < 慶弔に関する内規 >

- 1 会員の慶弔に関する事項は、特別の場合を除きこれを行わない。
- 2 役員の慶弔に関する事項は、理事長の決定による。

### < 会員登録に関する内規 >

- 1 登録費は年度 1,200 円とする。教職員中学高校連盟及びジュニア連盟については、4 項及び 5 項で定める。
- 2 各クラブで活動する市外者については、クラブ運営又は会員の資質向上にとって必要な場合、あるいは協会業務遂行にとって必要と認める場合に限り、4 月 15 日までの登録手続きをもって会員と認める。
- 3 市内在勤・在学を判断する際には、登録希望者の各人の身分（職業）を確認し、重複している場合は、次を優先順位として市内在勤・在学を判断する。

① 学生・生徒 → ② 自営・正規雇用 → ③ 非正規雇用（アルバイト・パート）

（学生・生徒でない者で、職がアルバイトのみの場合には、そのアルバイト先が市川市内であれば、「市川市に在勤・在学」と判断する。）

- 4 教職員中学高校連盟については 顧問（代表者）名簿の提出をもって、顧問（代表者）1 名および所属生徒全員の会員登録手続きと認める。登録費は 1,200 円とする。
- 5 ジュニア連盟については、各ジュニアクラブごとに「加盟登録書兼部員名簿」の提出をもって、クラブ員全員の会員登録手続きと認める。ただし代表者（指導者）1 名はそのクラブまたはいずれかのクラブから「会員」登録されなければならない。

### < 大会参加費に関する内規 >

協会本部の運営する大会の参加費は次の額を基準（目安）として各大会要領にて定める。  
他の大会は各大会要項による。

大会名	一般（含大学生）		小学中学高校生	
	協会登録者	非登録者	・教職員中学高校連盟登録生徒及びジュニア連盟の推薦生徒児童 ・その他の登録生徒	非登録生徒
春季大会ダブルス	1,400 円/1 名		700 円/1 名	
市民ダブルス（代表選考会）	同上		同上	
市川 Summerオープン	1,400 円/1 名	左記に追加 700 円/1 名	700 円/1 名	左記に追加 700 円/1 名
* 団体戦（夏冬）	* 7,000 円			
トリダブ大会	1,400 円/1 名		700 円/1 名	
秋季大会一般ダブルス	1,400 円/1 名	左記に追加 700 円/1 名	700 円/1 名	左記に追加 700 円/1 名
秋季大会一般シングル	1,400 円/1 名	左記に追加 700 円/1 名	700 円/1 名	左記に追加 700 円/1 名

＃ 初級者	1,000 円/1 名	1,000 円/1 名	500 円/1 名	500 円/1 名
混合ダブルス	春季ダブルスと同じ		春季ダブルスと同じ	
市川 Weekdayオープン	大会規程または要項に記載する			
市川スペシャル				
小学生大会				
P T A大会				

注) 斜線箇所は参加不可。

<上位団体からの動員要請にかかる動員者への補助（動員日当内規）>

- 1 市川市民元旦マラソン（市川市スポーツ協会）  
市川市スポーツ協会からの支給金額にかかわらず、協会から 5,000 円（元旦開催でない場合は 3,000 円）を支給する。
- 2 試合審判等の動員
  - (1) 協会に対して、上位団体（千葉県バドミントン協会等）から審判・大会本部役員の動員を要請され、協会責任で必要人数を確保しなくてはならない場合には、動員者の時間的拘束等に鑑み、上位団体からの日当（手当）が次の金額に満たない場合には、不足する額を協会から補てんして支給（5,000 円を上限）する。
    - ① 派遣先が市川市、市川市隣接市（浦安市・船橋市・松戸市・鎌ヶ谷市）、派遣者在住市内およびその隣接郡市の場合……5,000 円
    - ② ①以外の地域への派遣……10,000 円
  - (2) 日当以外に実費相当額の交通費、スタッフウェア、弁当の支給があった場合であっても、(1)の支給額に影響しない。

<役員・当番要員等手当>

- 1 協会が主管する大会の要員に対して、大会要員の職務を全うした際に 500 円を支給する。
- 2 協会が主管する大会の本部役員に対して、大会 1 日間の職務を全うした際に 3,000 円（当該役員がその大会に選手として出場している場合には、1,500 円）を支給する。
- 3 前 2 の他、次に列挙する会議等に出席した協会役員等に対して、1,000 円を支給する。
  - ① 理事会
  - ② 競技委員会
  - ③ 各専門委員会
  - ④ ナショナル（N）チーム全体練習会に参加する指導強化委員（選手として参加する場合を除く）
- 4 協会の代表として出席する市川市スポーツ協会の各種会議（市川市スポーツ協会会則に規定する会議に限る。）、上位団体（千葉県バドミントン協会等）の各種公式会議に出席した協会役員等に対して、1,000 円を支給する。

<役員・専門委員会委員等在宅作業対应手当>

- 1 役員・専門委員会委員等が、在宅で作業をする際の必要経費として、在宅作業手当を役員・専門委員会委員等に支給する。
- 2 支給額は、次の考え方で計算し、年度末に 1 回支給する。
  - ① 作業に必要な時間：1 時間を 1 ポイントに換算
  - ② 必要空間面積：荷物や作業に必要なツールを置くためのスペースとして、常時必要スペースの場合 1 m<sup>2</sup>で 20 ポイントに換算、随時必要スペースの場合 1 m<sup>2</sup>で 2 ポイントに換算
  - ③ ①と②を足して、3 ポイントあたり 1,000 円（3 ポイント未満は切り捨て）
- 3 連盟にかかる作業については、対象としない。

<スポーツ指導者に関する補助及び手当>

- 1 協会の指導行事に協力意思がある者について、以下の資格検定及び初期登録費用の実費に係る費用の3分の1程度を補助する。

コーチングアシスタント

コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4（バドミントン競技コーチ1～4に限る。次項において同じ。）

- 2 協会が催す次の①、②のイベントにおいて指導のお手伝いをした者について、取得資格に応じて以下の金額を支給する。（当該者がNチーム選手の場合には支給しない）

①初心者講習会、中級者講習会、平日初中級講習会

一般会員 1,000円

コーチングアシスタント・スポーツリーダー 1,500円

コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4 2,000円

②スポーツ教室

コーチングアシスタント・スポーツリーダー 500円

コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4 1,000円